平成２９年（フ）第２１８１号
東京都葛飾区四つ木５丁目15―９―1102
債務者　脇　　浩康
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１８４号
東京都板橋区熊野町35―７
債務者　大崎　和彦
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１７号
東京都東村山市恩多町２丁目38番地１サニーハイツ村野205
債務者　吉崎　貴子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月31日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
大分県中津市大字上宮永214番地１　コーポ本田201号
債務者　熊本　貞則
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月８日午後１時30分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８８号
東京都三鷹市上連雀３丁目３番７号コーポシエモア102
債務者　森田　　誠
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２４０号
東京都小平市小川東町４丁目３番２―911号
債務者　森原麗美こと　チョウリーフェン　周麗芬
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６１号
東京都羽村市羽加美３丁目４番48号グレィス・ヒルズ101
債務者　渡邉　芳孝
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２８６号
東京都武蔵野市境南町４丁目10番22号グリーンハイツ102
債務者　遠藤みゆき
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６１号
静岡県牧之原市西萩間628番地
債務者　寺尾　　正
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月５日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９号
栃木県佐野市堀米町3923番地27
債務者　石川　大輔
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０７４号
東京都世田谷区深沢８丁目５―10　正司ハウスＡ102
債務者　兼子　稜馬
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１６７号
東京都足立区舎人６丁目11―７―506
債務者　植松　義満
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１７２号
東京都江東区千石２丁目11―５―1406
債務者　清澤たけ子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１７７号
東京都品川区大井５丁目15―16―102
債務者　関矢　順子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１８０号
東京都荒川区東日暮里６丁目49―７
債務者　小澤　美果
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７６号
横浜市神奈川区六角橋６丁目２番38―315号
債務者　椎野　　洋
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部